

高校生の履歴書は パソコン作成が可能となりました

ハローワークでの高卒求人受付時に、履歴書の作成方法を確認させていただきます

求人票の補足事項・特記事項欄に、履歴書の作成方法について、

「履歴書：手書き作成のみ」

「履歴書：パソコン作成のみ」

「履歴書：手書き・パソコン作成どちらも可」

のいずれかを記載いただくようお願いいたします。

選考時に履歴書の「手書き作成」または「パソコン作成」の方法による不利益が生じないように、ご配慮をお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、最寄りのハローワークまで、お問い合わせください。

